

令和8年度県産木材利用促進PR業務

業務仕様書

令和 8 年 4 月
岩 手 県

令和8年度県産木材利用促進PR業務 業務仕様書

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和8年度県産木材利用促進PR業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者の選定に関し、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 業務名称

令和8年度県産木材利用促進PR業務

2 本業務の背景及び目的

県では、県産木材の利用を進め、岩手の豊かな森林資源を次の世代に継承するため、県民や企業等が、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの行動に、できることから取り組む「いわて木づかい運動」を展開する取組方針を令和4年2月に決定したところ。

この県民運動については、関係団体等で構成する「いわて県産木材等利用推進協議会」や、県民、企業等が連携・協働して推進することとしている。

県民運動の展開の概要（県民・企業等の行動イメージ等）は、別紙1のとおり。

上記の県民運動の効果的な展開を図るため、本業務では、県産木材利用推進月間（10月）等の取組や、県産木材利用促進に向け、県民や企業等の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に「木を使う」機会の創出を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで

4 委託料上限額

3,900,000円 以内（税込）

5 本業務の内容

- (1) 県産木材の利用促進PRイベント（木づかいフェスタ）の企画・設置・運営【県内向けPR】
 - ア 開催日
 - ①令和8年10月11日（日）から12日（月・祝）まで
 - ②令和9年2月27日（土）から28日（日）まで
 - イ 会場
 - ①クロステラス盛岡 1階シルヴァンプラザ（岩手県盛岡市大通3丁目4-1）
 - ②盛岡駅ビルフェザン 1階パティオ（盛岡市盛岡駅前通1-44）
 - ウ 内容
木に触れ・木を知るイベントの企画・設置・運営
- (2) 岩手県産木材企画展 in MOCTION(木材ショールーム)の出展の企画・設置・運営【県外向けPR】
 - ア 開催日
令和8年7月16日（木）から28日（火）まで（準備7月15日、撤収7月29日）
 - イ 会場
MOCTION（東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F）
 - ウ 内容
県産木材の魅力を発信するための展示に係る企画・設置・運営

6 詳細

(1) 県産木材の利用促進PRイベント（木づかいフェスタ）の企画・設置・運営【県内向けPR】

目的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、県産木材の利用促進PRイベントを開催し、県民の間に広く県産木材等についての関心や理解を深め、積極的に県産木材等を利用する機運の醸成を図ること。
委託内容	<p>ア 木に触れ・木を知るイベントの企画・設置・運営</p> <p>(ア) クロステラス盛岡会場 開催日：令和8年10月11日（日）から12日（月・祝）まで 会場：クロステラス盛岡 1階シルヴァンプラザ（岩手県盛岡市大通3丁目4-1） 想定する内容： ・木工体験（入れ替えも含め1組30分程度でできるもの。2日で100名程度） ・木材製品展示（家具、食器、雑貨等） ・県産木材利用に関するパネル展示（パネルは県から支給） ・いわて木づかいサポーターの取組を紹介するコーナー ・大船渡市林野火災復旧関連木材利用の普及啓発展示 ・イベントの告知による集客活動</p> <p>(イ) 盛岡駅ビルフェザン会場 開催日：令和9年2月27日（土）から28日（日）まで 会場：盛岡駅ビルフェザン 1階パティオ（盛岡市盛岡駅前通1-44） 想定する内容： ・木材製品展示（家具、食器、雑貨等） ・県産木材利用に関するパネル展示（パネルは県から支給） ・大船渡市林野火災復旧関連木材利用の普及啓発展示 （盛岡駅改良工事における岩手県産木材の活用については、別紙2を参照） ・イベントの告知による集客活動</p>
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約額にはクロステラス盛岡シルヴァン広場2日分の利用料を含む。なお、会場の利用および利用料については、クロステラス盛岡と調整済であること。 ・契約額には盛岡駅ビルフェザンのパティオ2日分の利用料を含む。なお、会場の利用および利用料については、盛岡駅ビルフェザンと調整済であること。 ・イベントの告知・会場の設営・撤収は会場管理者と調整すること。 ・同日に開催予定の「北のクラフトフェア」と連携し来場者増加の工夫を行うこと。 ・いわて木づかいサポーターの取組紹介や木材製品の展示については、事業者による積極的な出展参加等を通じ、事業者と来場者の接点を増やす方法を幅広く検討すること。

(2) 岩手県産木材企画展 in MOCTION（木材ショールーム）の企画・設置・運営【県外向けPR】

目的	「2 本業務の背景及び目的」を踏まえ、MOCTION自治体展示エリア（木材ショールーム）への出展（岩手県産木材企画展 in MOCTION）を通じ、建築関連企業及び家具メーカー等に県産木材の魅力を伝えるとともに、木製品の販売促進やビジネスマッチングの機会とする。
委託内容	<p>県産木材の魅力の発信・販売促進・ビジネスマッチングに向けた岩手県産木材企画展 in MOCTIONに係る企画・設置・運営</p> <p>開催日：令和8年7月16日（木）から28日（火）まで</p>

	<p>(準備 7月 15 日、撤収 7月 29 日)</p> <p>会 場：MOCTION (東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー リビングデザインセンターOZONE 5F)</p> <p>想定する内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県産木材の特徴紹介 (多様な広葉樹、アカマツ等の利用方法) ・ 木材製品展示 (家具・食器・フローリング材等) ・ 大船渡市林野火災復旧関連木材利用の普及啓発 ・ 県産木材に関するアンケート調査の実施及び協力者へのノベルティ配付(100 人分) ・ イベントの告知による集客活動
留意事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約額には、2 週間分の出展料 5 万円を含む。 ・ 2 週間のうち、7 月 15 日 (水) 午後に会場設営作業、7 月 29 日 (水) 午前撤収作業を行い、その間のショールームにおける常駐 (運営) は不要。 ・ MOCTION 自治体展示エリアの概要については、別紙 3 を参照のこと。 ・ 展示内容については、販売促進及び具体的なビジネスマッチングの機会とする工夫があること。 ・ 展示内容の詳細は、契約後県産木材利用の関係団体等と連携し決定すること。

7 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に再委託の内容、再委託先 (商号又は名称)、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、上記(1)イにより受託者から受託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項への対応について決定し、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して書面により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転するものとし、成果品及び成果品に収められた映像や使用した写真等 (以下、「成果品等」という。) は、今後、県が自由に利用できるものとする。

なお、成果品等は、改変して利用する場合があります、その場合において、著作者の名誉・声望を

害しない方法による改変利用については、著作権者は作品の同一保持権を行使しないものとする。
その他詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定める。

(5) 機密の保持

受託者（再委託先を含む）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(6) 個人情報の保護

受託者（再委託先を含む）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

8 成果品

提出すべき成果物は、以下のとおりとする。

- (1) 実施報告書
- (2) 本業務の実施状況を確認できる資料（運営マニュアル、印刷物、実績が確認できるもの、写真等）
- (3) 本業務に係る資料・写真等の電子データ 一式 ※

※ 資料・写真等の電子データは、大容量データ転送サービス等による提出、又は DVD・USB メモリ等の媒体に収録し、いずれも Windows11 上でデータの保存、編集、表示が可能であること。電子データの作成に使用するソフトウェアは、microsoft office シリーズを原則とし、その他のソフトウェアを使用する場合は、別途協議すること。

9 企画提案に係る留意事項等

- (1) 県産木材の利用促進PRイベント（木づかいフェスタ）の企画・設置・運営【県内向けPR】
記載の事項にとらわれず、自由な発想で、より効果的で魅力のある企画を提案すること。木づかいサポーター等の事業者と来場者との接点を増やす工夫をすること。
- (2) 岩手県産木材企画展 in MOCTION(木材ショールーム)への出展の企画・設置・運営【県外向けPR】
記載の事項にとらわれず、自由な発想で、より効果的で魅力のある企画を提案すること。展示に留まらず、販売促進やビジネスマッチングの機会につながる工夫を積極的に提案すること。
- (3) 自由提案
コンペ参加者は、本業務の目的を踏まえ必要と考える企画内容を自由提案できるものとする。

別紙1 県民運動の実施の概要

(令和4年12月20日 いわて県産木材等利用推進協議会資料(抜粋))

II 県民運動の実施について

取組の趣旨

岩手の豊かで多様な森林資源を木材として有効利用することで、「植える、育てる、使う、植える」という森林資源の循環利用を促進し、森林がもたらす恩恵を次の世代に引き継ぐため、「木にふれる」「木を知る」「木を使う」「木を伝える」の4つの視点により、県民、企業、行政等が、できることから行動する県民運動を展開する。

概要

○名称 「いわて木づかい運動」



○キャッチフレーズ 「木で感じる ほっといわて
ー使いましょう。いわての木を。ー」

※R2.9いわて県産木材等利用推進協議会で決定した県産木材利用推進キャッチフレーズを使用

推進体制

いわて県産木材等利用推進協議会(会長:知事)の構成団体等と連携し、県産木材の利用促進について普及啓発を図るとともに、4つの視点による県民、企業の行動をサポートする。

取組内容

県民等の行動

木にふれる

① 県産木材利用促進に関するイベント等の実施
・木育広場の設置、木製品の展示等によるPR (県・団体)

木を知る

② ホームページ、SNS等による普及啓発
・ホームページ、SNS等による県産木材に関する情報発信 (県)
・ポスターによる普及啓発 (県)

木を使う

③ 住宅、商業施設等における木材利用の促進
・「木とくらしの相談所」(県森連)による住宅や商業施設への県産木材利用のコーディネート (団体)
・岩手県「木づかい宣言」事業者登録制度の普及 (県)
④ 木材利用に関する表彰
・木材利用施設及び木製品の優良事例の表彰 (県)
・児童生徒木工ワークショップにおける優秀作品の表彰 (団体)

木を伝える

⑤ 設計士、木工品製作者向け研修会の開催
・木造設計、木工デザイン等に関する研修会の開催 (県)

各主体に期待される取組

【県・市町村】

- ・自ら率先して県産木材の利用を推進
- ・県産木材の利用及び供給確保の施策の推進

【森林所有者】

- ・所有する森林の適切な整備及び管理・保全

【林業事業者・木材産業事業者・建築事業者】

- ・自らの事業活動を通じた県産木材の利用促進を図るための取組の推進

【県民・事業者】

- ・日常生活や自らの事業活動を通じた県産木材の利用



2025年10月22日
東日本旅客鉄道株式会社
盛岡支社

盛岡駅改良工事における岩手県産木材の活用について

JR東日本盛岡支社は、岩手県が推進する「木づかい宣言^{※1}」制度に基づき、事業者登録を行っていますが、このたび2025年春に発生した大船渡市の山林火災で生じた被災木を盛岡駅の柱装飾材として活用することが決まりましたのでお知らせします。

被災木の活用による災害からの復興支援に取り組むとともに、木の温もりが感じられる駅空間をご利用のお客さまに提供します。

1 木材活用計画の概要

- ・装飾箇所：盛岡駅2階 北コンコース
- ・使用木材：大船渡市山林火災被災木及び、
その他岩手県産木材
- ・活用方法：被災木のうち上部の健全な部分を使用
- ・装飾イメージ：柱5本を県産材で装飾し、銘板により被災木の活用であることを、駅をご利用されるお客さまにお知らせ



【被災木の活用（イメージ）】

2 完成時期

盛岡駅改良工事^{※2}の工程に合わせ、2026年度中の完成を予定しております。



盛岡駅2階



イメージパース

※デザインは変更する場合があります

※1 岩手県が推進する「木づかい宣言」とは、岩手県産木材を積極的に使うことを表明した民間事業者を登録・支援する制度です。森林資源の循環利用や地球温暖化防止、SDGsの達成に貢献することを目的としています。

※2 盛岡改良工事【プレスリリース】 https://www.jreast.co.jp/press/2024/morioka/20241023_mr01.pdf

JR東日本グループでは「ゼロカーボン・チャレンジ 2050」達成に向けた取り組みとして、「エコステ」を推進しており、本計画は「エコステ」の一環として実施します。

別紙3 県産木材企画展示 in MOCTIONについて



R7年度の展示の様子



出展6つのメリット

写真：和歌山県展示をエストニア木材関連事業者が視察している様子

- 1 お手頃な出展料**

東京都が出展しているスペースの一部をご利用いただくので、約50㎡の自治体展示エリアを2週間5万円で使用できます。

出展料 5万円 (2週間)
- 2 木製品のPRに最適な場所**

MOCTIONが入っているOZONEには住まいやインテリアに関心の高いお客さまが多く来館されます。そんなお客さまに見ていただくチャンスです。
- 3 SNS と WEB で展示を告知**

会期の始めにMOCTIONのLINEならびにInstagram登録者に展示内容を告知します。また、MOCTIONのWEB告知のリンク等を自治体でも告知いただくことで手軽にPRできます。

SNS
- 4 MOCTION スタッフが展示をご案内**

会期中お立会いいただかなくても、設営の際にスタッフに見どころをお伝えいただければご不在時には代わってご説明いたします。もちろん駐在も可能です。

STAFF
- 5 商品調査の場として活用**

展示期間中に、出品した木製品のアンケート(商品調査)を実施できます。アンケートに協力いただいた方へのノベルティをご用意いただく効果的です。
- 6 出展後もMOCTIONが継続してPR**

展示期間終了後も、MOCTION内にパンフレット・サンプル等を展示し継続してMOCTION来館者へ出品した木製品をPRいたします。

PR

国産木材活用の企画展示一例



お問い合わせ

出展受付

東京都 産業労働局 農林水産部 森林課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1第1本庁舎21F
TEL:03-5320-4855

※各都道府県担当者を通じてご連絡ください。

展示方法等のご相談

国産木材の魅力発信拠点 MOCTION
〒163-1062 新宿区西新宿3-7-1
新宿パークタワー リビングデザインセンター OZONE5F
TEL:03-6258-0082 ✉ info@motion.jp



MOCTION
国産木材を活かす繋げる

チラシ作成日:2024年10月



東京都

この活動は東京都が運営しています。国産木材活用・オフィス木質化は、全国各地と東京都が連携して行っています。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。
(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第5 受注者は、この契約による業務を処理するため取得、作成した個人情報等又は発注者から引き渡された文書等に記録された個人情報等を漏えい、漏示、毀損及び滅失（以下「漏えい等」という。）することのないよう、当該個人情報等を安全に管理しなければならない。

2 受注者は、岩手県から文書等の引き渡しを受けた場合は、岩手県に受領書を提出する。

3 受注者は、第1項の個人情報等を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。岩手県は、必要に応じて作業場所の現況を確認するものとする。

4 受注者は、岩手県が承諾した場合を除き、第1項の個人情報等を作業場所から持ち出してはならない。

5 受注者は、第1項の個人情報等を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 受注者は、第1項の個人情報等について郵便等発送、電子メールその他アプリケーションの利用等により外部に送付する場合は、その方法（以下「送付方法」という。）を特定し、あらかじめ岩手県に届け出なければならない。その特定した送付方法を変更しようとするときも、同様とする。

7 受注者は、従事者をして前項に基づき届け出た送付方法により第1項の個人情報等を送付させる場合は、次の各号を遵守させなければならない。

- (1) 送付先及び送付物に誤りがないか確認すること。
- (2) 送付先の情報及び送付内容が第三者に知られないようにすること。
- (3) 送付物の内容により適切な送付方法を選択すること。
- (4) 第1号及び第2号について従事者による送付の都度複数人により確認すること及び上記第3号について責任者が了解していること。その他責任者が指示した安全対策を講じること。

8 受注者は、第1項の個人情報等を秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報等は、金庫、保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管しなければならない。
- (2) 個人情報等を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。

※ 受注者は、第1項の個人情報等についてインターネット上で提供されるクラウドサービス等を活用して取得又は保存等を行う場合、当該サービスのセキュリティ対策等の信頼性が十分であることを評価した上で選定し、利用方法をあらかじめ岩手県に届け出なければならない。その利用を変更しようとするときも、同様とする。

※ 個人情報等を電子データで保管する場合、当該データが記録された外部記録媒体及びそのバックアップの保管状況及び個人情報等の正確性について、定期的に点検しなければならない。

(教育の実施)

第6 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

- (1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。
- (2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項（資料の返還等）

第7 受注者は、業務を処理するために、(※①発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した②発注者から引き渡された③受注者自ら取得し、又は作成した) 個人情報が記録された資料は、業務完了後(※使用する必要がなくなった場合は、)直ちに(※①発注者に返還し、又は引き渡す②発注者に返還する③速やかに、かつ、確実に廃棄する)ものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(再委託の承諾)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 10 受注者は、本委託業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(実地調査)

第 11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 13 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。